事務連絡

令和３年１月４日

各特定非営利活動法人代表者様

福島県文化振興課

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼びかけについて

　貴法人におかれては、平素から県民活動の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

　さて、マイナンバーカードの普及については、これまでも、令和元年６月４日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添１。以下「方針」という。）に基づき、マイナポイント事業による消費活性化策や令和３年３月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについてお願いしているところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、特定非営利活動法人の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることが期待されます。また、従業員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得やe-Taxによる確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との一体化も検討されている等、マイナンバーカードは、大きなメリットがあるカードです。

つきましては、下記の要領で、貴法人の従業員等に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について、呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 呼びかけに係る資料を用意しましたので、ご活用下さい（チラシ「メリットいっぱい、マイナンバーカード」）。

資料は、そのまま、貴法人の従業員等に対しお知らせいただけるよう、作成しています。全ての従業員等の方が閲覧できるように、チラシの周知をお願いいたします。

1. 関連する以下の動画・ポスター、リーフレットも御自由に御活用下さい。

・説明動画「メリットいっぱいマイナンバーカード」

　<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html>

　　　（貴法人の従業員等に対して、視聴いただくよう呼びかけをお願いいたします。）

・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」

・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」

・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」

・リーフレット「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用で

きるようになります！」

・リーフレット「2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使

えるようになります！」

・リーフレット「マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！」

・リーフレット「つかってみよう！マイナポータル」

1. 呼びかけは、できる限り速やかに実施頂ければ幸いです。

４）令和２年度中にＱＲコード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付する予定であり、ＱＲコードを用いたオンライン申請を推奨しております。また、一部の市区町村においては、カードの交付申請について、法人に赴く方式を実施しています。御興味がある法人におかれては、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談下さい。

５）以上のほか、貴法人の実情に応じ、従業員等に対し、効果的な呼びかけ等を行っていただけば幸いです。なにとぞ、よろしくお願いいたします。